

登録銃砲刀剣類の所持等について

徳島県観光スポーツ文化部
文化資源活用課

1 登録証の意義

銃刀法第14条の規定に基づいて登録された銃砲刀剣類は、登録原票（台帳・銃砲刀剣類の戸籍簿）に記載され、徳島県公安委員会へ通知されます。

登録証はその証明書であり、その銃砲刀剣類が所持可能なものであることを証するための公文書であって、所持者の所有権を示すものではありません。

したがって、登録証には所有者の氏名は記されませんので、所有者又は所在場所が変更される度に、所有者（所在場所＝住所）変更届出書によって、戸籍簿である登録原票に書き込まれなければなりません。

2 登録銃砲刀剣類の所持についての注意

① 登録証の保管

登録証は大変重要なものです。万一のため、必ず写しをとっておいてください。

② 登録証の紛失又は盗難

もし、登録証を紛失したり、盗難にあった場合は、すみやかに、最寄りの警察署へ届け出のうえ、当課までご連絡ください。当課へ届出いただき次第、所定の手続きにより再交付いたします。

登録済みの銃砲刀剣類とともに紛失又は盗難の場合は、すみやかに、最寄りの警察署へ届け出てください。

③ 登録済みの銃砲刀剣類を他人に預ける場合

必ず、登録証とともに預けてください。

また、預けてから20日以内に「貸付または保管の委託届出書」を登録証の写しとともに、あなたから当課へ届け出てください。

なお、手元に戻った際も、あなたから、「貸付又は保管の委託終了届出書」を提出してください。

④ 登録済みの銃砲刀剣類を他人に譲渡（相続）する場合

必ず、登録証とともに譲渡してください。

この場合は、譲り受けた人が20日以内に「所有者変更届出書」と登録証の写しを当課へ出していただくことになります。届出受理の連絡はいたしませんので、その旨もご伝達ください。

⑤ 登録した銃砲刀剣類について、銃砲に本来なかったものを付けるなど、その形状を勝手に変えることは違法となりますのでご注意ください。